

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	就学援助事業の見直しに係る学齢簿・就学援助システムの改修等について
--------	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の変更）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局学校運営課）

事業の概要

事業名	就学援助事業の見直しに係る学齢簿・就学援助システムの改修等
担当課	学校運営課
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 当課事業「就学援助」の小学校の新入学学用品費の支給時期見直し（前倒し）を行い、区民サービスを向上すること。 2 上記見直し後の申請・問合せ・支払に係る区民対応や、事務処理状況等の関連情報をシステムに反映させることにより、就学援助費支給に係る正確な情報の把握を可能とし、区民サービスの更なる向上に繋げるとともに、適正な支出処理を可能とすること。
対象者	区内に住民登録がある小学校新1年生と、区内に住民登録がない者のうち新宿区立学校に入学する小学校新1年生（以下「小学校新1年生」という）の世帯に属する者
事業内容	<p>○現行の事業内容及び見直しの背景について</p> <p>現在、学校運営課では、学齢簿及び就学援助事務に係る情報の一元管理及び保守性・効率性の向上を図るため、「学齢簿・就学援助システム」を導入し、業務処理を行っている（平成25年第2回本審議会承認・了承事項）。</p> <p>就学援助は、経済的事由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助することで、義務教育の円滑な実施を図るものである。</p> <p>就学援助費の支給対象者は、次のいずれかに該当する者である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要保護者（生活保護を受けている者） 2 準要保護者（生活保護を受けていないが、要保護者に準ずる程度に援助を必要とする者） <p>上記2の準要保護者に就学援助費を支給するためには、学齢児童等に係る世帯の所得が基準額（生活保護法による当該世帯の基準額の1.2倍）を下回る必要がある。</p> <p>そのため、就学援助費の支給に係る認定には、生活保護受給情報と住民税課税情報が必要となる。</p> <p>子どもの貧困問題に対応すべく、平成29年度中学校新入学生から、入学前の小学校6年生時点で、新入学学用品費を支払うように支給時期を前倒しした。</p> <p>その一方で、小学校入学のための新入学学用品費を前倒して支給することは技術的課題があること等から見送っていたが、近隣市区における状況調査研究等を重ね、最終的な検討を行った結果、就学援助制度の趣旨・目的、並びに前述の子どもの貧困問題等を総合的に考慮すると、この支給時期の前倒し（現行の小学校1年入学後の7月から、見直し後の入学前の3月に前倒し）は至当であり、平成30年度小学校新入学者から方策をとることとした。</p> <p>○現行のシステムに係る処理について</p> <p>現在、「学齢簿・就学援助システム」で行っている処理は次の1～3のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「学齢簿システム」と「就学援助システム」が連携しており、学齢簿から、支給申請を行っている者を選別し、簡単に登録する。 2 就学援助費等の支給申請を行っている者と、住民税課税情報及び生活保護受給者情報との突合を行って、所得制限値未満であるかどうか自動判定することにより、一括認定する。 3 就学援助費等の支給申請手続において、新宿区住民税課税情報を「学齢簿・就学援助システム」に取り込んで判定するため、区外転入者等例外を除き、課税証明等の提出を省略する。 <p>これら1～3の対象は、現在既に学齢に達した児童生徒の世帯に属する者のみであり、未就学児である小学校新1年生は対象の範囲外であることから、上記の小学校新入学学用品費の支給時期前倒しに対応するため、当システムの改修を要する。</p> <p>○特定個人情報保護評価について</p> <p>区独自利用である就学援助事務について、未就学児である小学校新1年生と、その同一</p>

の世帯に属する者を対象者に追加するものの、人数に大幅な増加を見込むことはない（総数およそ 882 人）。就学援助に関する事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）には、「申請世帯全員の前年の住民税課税情報及び生活保護受給状況の照会」の特定個人情報ファイルを取り扱う旨の記載があり、個人番号の利用を開始している（平成 27 年度第 6 回本審議会にて報告済）。当該事務は、当該特定個人情報ファイルで処理するため、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の内容は変更しない。

○庁内連携について

就学援助事務について、未就学児である小学校新 1 年生と同一の世帯に属する者を対象者に追加するものの、既に、庁内連携・他機関情報連携一覧には、住民票関係情報・住民税情報・生活保護情報を庁内連携により利用する旨の記載があり、申請世帯員の情報を利用することとしている（平成 27 年度第 6 回本審議会にて諮問済）。庁内連携内容に変更がないため、庁内連携・他機関情報連携一覧の内容は変更しない。

【対象者数】 小学校新 1 年生 294 人 → 同一世帯者を含め、882 人程度

件名 就学援助事業の見直しに係る学齢簿・就学援助システムの改修について(対象者の追加)

保有課(担当課)	学校運営課
登録業務の名称	学齢簿・就学援助システム
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 学齢児童生徒及び小学校新1年生(未就学児)と同一の世帯に属する者 2 記録項目 資料36-2のとおり 3 記録するコンピュータ 情報システム課設置サーバ(新宿区情報システム統合基盤上で運用するもの) <p>※ 下線は、今回追加する内容(以下同じ)</p>
新規開発・追加・変更の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 当課事業「就学援助」の小学校の新入学学用品費の支給時期見直し(前倒し)を行い、区民サービスを向上すること。 2 上記見直し後の申請・問合せ・支払に係る区民対応や、事務処理状況等の関連情報をシステムに反映させることにより、就学援助費支給に係る正確な情報の把握を可能とし、区民サービスの更なる向上に繋げるとともに、適正な支出処理を可能とすること。
新規開発・追加・変更の内容	<p>次の1～4については、既に、在学生について当該システムにて処理を行っており、処理項目に追加はないが、対象者に<u>未就学児の小学校新1年生</u>を追加して処理できるように改修する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学援助申請者に係る情報の登録 当該システム(学齢簿)より就学援助の支給申請を行った者の住民基本台帳情報を職員が登録するとともに、口座管理情報等の入力等も行う。 2 就学援助に係る認定の処理 就学援助費等の登録を行った者の住民税課税情報と生活保護受給者情報との突合を行って、所得制限値未満であるかどうか自動判定する。 3 就学援助に係る支払の処理 各申請者への支給金額を当該システムにて入力し、集合口座払いのためのデータを職員が作成する。 4 各種分析・統計用ファイル及びリストの出力 当該システム上のデータを帳票形式で出力する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付し、事業者に遵守させる。 2 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 データセットアップには、区職員が立ち会う。 5 実データを使用した検証作業は、学校運営課内での作業とし、区職員が実施する。委託先は、この際に必要な支援を行うこととする。 6 緊急を要する事態が生じた際に、早急に対策が打てるよう、委託先の連絡体制を構築させ、報告させる。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成29年11月下旬 改修開始</p> <p>平成29年12月 就学援助・就学援助システムの運用</p>

件名 就学援助事業の見直しに係る学齢簿・就学援助システムの改修の委託について

保有課(担当課)	学校運営課
登録業務の名称	学齢簿・就学援助システムの改修業務
委託先	株式会社 アクト (プライバシーマーク及びISO27001 取得済) ※上記業者は当該システム開発業者である
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 学齢児童生徒及び <u>小学校新1年生(未就学児)</u> と同一の世帯に属する者 2 記録項目 資料36-2のとおり 3 記録するコンピュータ 情報システム課設置サーバ(新宿区情報システム統合基盤上で運用するもの) ※下線は、今回追加する内容(以下同じ)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(学齢簿・就学援助システム)
委託理由	学齢簿・就学援助システムの開発を行い、保守委託契約を締結している上記委託先に本業務を委託することにより、当該業務を迅速かつ効率的に行うことができるため
委託の内容	次の1～4については、既に、在学生について当該システムにて処理を行っており、処理項目に追加はないが、対象者に <u>未就学児の小学校新1年生</u> を追加して処理できるように改修する。 1 就学援助申請者に係る情報の登録 当該システム(学齢簿)より就学援助の支給申請を行った者の住民基本台帳情報を職員が登録するとともに、口座管理情報等の入力等も行う。 2 就学援助に係る認定の処理 就学援助費等の登録を行った者の住民税課税情報と生活保護受給者情報との突合を行って、所得制限値未満であるかどうか自動判定する。 3 就学援助に係る支払の処理 各申請者への支給金額を当該システムにて入力し、集合口座払いのためのデータを職員が作成する。 4 各種分析・統計用ファイル及びリストの出力 当該システム上のデータを帳票形式で出力する。
委託の開始時期及び期限	審議会了承後から平成30年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出さないよう指導する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出さない。 3 別紙「特記事項」の順守とともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 4 上記1から4までの委託業務について、それぞれ履行完了後、提供した情報は、速やかに区に返還させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。